

昨年夏に把握した所在不明高齢者事案に関するその後の状況

1. 昨年夏に厚生労働省で実施した、各種調査のその後の状況

昨年夏に実施した以下の調査において、本人の安否を確認できなかった方（47人、※を付した方）については、更に調査を行い、最終的に24人（下線を付した方）について年金の支給を止めた。（20人については昨年10月支払いで止め、4人については12月支払いで止めた。）

<内訳>

① 110歳以上の年金受給者の緊急安否確認

確認対象者 59人

(1) 昨年8月の公表時

- ・ 健在であることを確認 53人
- ・ 調査直前の死亡 5人（昨年10月支払いで失権処理を行って止めたもの。過払金はない。）
- ・ 所在不明 1人 ※（③の（1）の※と重複）

(2) その後の状況

- ・ 所在不明の 1人 について、強制力のある訪問調査を行い、昨年12月支払いから差止め（③の（2）の下線を付した方と重複）

② 85歳以上の現況届を出して年金を受給している方に係るサンプル調査

調査対象者 770人

(1) 昨年8月の公表時

- ・ 健在が確認できた方 695人
- ・ 年金の死亡届等による通常の失権・支払差止が行われていた方 52人
- ・ 死亡を確認（死亡は平成11年）した方 1人（昨年10月支払いで失権処理を行って止めたもの。返還手続中）
- ・ 健在が確認できなかった方 22人 ※

(2) その後の状況

健在が確認できなかった22人について、強制力のある訪問調査を行った。

- ・ 健在であることを確認できた方 21人
- ・ 健在が確認できなかった方 1人（昨年12月支払いから差止め）

③ 市町村が確認している主として100歳以上の所在不明高齢者への対応

市町村から所在不明情報の提供があった方 271人

(1) 昨年8月の公表時

- ・年金受給者でなかった方 225人
- ・年金の支給が止められていた方 21人
- ・年金が支給されていた方 25人 ※

(2) その後の状況

年金が支給されていた25人について、現況申告書の送付や強制力のある訪問調査を行い、

- ・健在であることを確認できた方 2人
- ・健在が確認できなかった方 23人（昨年10月又は12月支払いから差止め）

2. 市町村から情報提供の追加があった所在不明高齢者の年金の支給状況

昨年夏に実施した「市町村が確認している主として100歳以上の所在不明高齢者への対応」(1の③)に続き、昨年10月に市町村が新たに把握した所在不明高齢者の情報を追加提供いただき、年金受給者の健在確認を実施した。その結果、「死亡」と回答のあった方1人（下線を付した方）については、本年2月支払いで失権処理を行い年金の支給を止め、「行方不明」と回答のあった方又は回答がなかった22人（下線を付した方）については、本年2月支払いで年金の支給を止める。

市町村から所在不明情報の追加があった方 313人

(1) 昨年10月の市町村からの情報提供時

- ・年金受給者でなかった方 204人
- ・年金の支給が止められていた方 57人
- ・年金が支給されていた方 52人

(2) その後の状況（平成23年1月20日時点）

年金が支給されていた52人について現況申告書の送付を行い、

- ・「健在」との回答のあった方 29人（訪問調査を実施中又は実施予定）
- ・「死亡」との回答のあった方 1人（死亡届の提出があり本年2月支払いで失権処理を行って止めるもの。過払金はない。）
- ・「行方不明」と回答のあった方又は回答がなかった方 22人（本年2月支払いから差止める）